

## 第6回琴浦町保育園・幼稚園のあり方審議会 会議概要

日 時 平成21年5月20日(水) 19時00分から21時00分  
会 場 役場第1会議室

＝ 日 程 ＝

### 1. 開会

19:00～

### 2. 会長あいさつ

皆様、こんばんは。前回の内容を踏まえて、質疑応答をしながら、議論を深めていければいいと考えておりますので、忌憚の無い意見をお願いします。

### 3. 議 事

#### 【幼稚園について】

- ・ 認定子ども園を実際に実施することは難しいのではないかと思います。
- ・ 八橋保育園に八橋幼稚園及び逢束保育園を統合し、その設置場所については、八橋保育園の位置とするのはどうでしょうか。「地域」との結びつきを考えますと、学校区に一つの保育園ということが重要だと考えております。
- ・ 「児童の最善の利益のために」ということに重点を置く考え方をしなくてはならないと思います。それが地域及び保護者の最善の利益にもつながっていきます。「児童福祉の充実」を含めた「地域福祉の充実」という総合的な考え方が必要であります。
- ・ 交通の便等を考慮すると、東伯総合公園の前の平野部への設置が好ましいのではないのでしょうか。
- ・ 公立における新設の場合、補助金がない中、民設民営等の設置形態を探っていくのも必要であると思います。

#### 【赤碕地区の保育園】

- ・ 以西保育園は、20人以下であれば統合を検討しなくてはならないが、現在は28人いるのであるから、即廃園ということにはならないのではないのでしょうか。その議論の中で、分園制度の検討も必要ではないかという話になりました。
- ・ 私立保育園は公立保育園より経営努力をせざるを得ない状況であると思われれます。そういった経営努力の中にあって、赤碕保育園は送迎バスがあるのではないのでしょうか。園児確保のために子育て支援センター等の事業実施をしているのではないのでしょうか。
- ・ 公立保育園は人件費が大きく、さらに保育の質も低いところが多いという状況があるように思います。公・私立に関係なく保育の質のレベルアップを図っていかないとはいけません。
- ・ 保育の質を高めるために、職員のスキルアップを図ることは公立・私立保育園も同様に行っていると思いますが、私立の方がより経営努力が必要ということがありますので、シビアにならざるを得ないのではないのでしょうか。

- ・ 「養護」と「教育」を考慮すると併設された給食室は必要であると考えます。理由は、離乳食の必要な児童に対するきめの細かなメニューが必要であること、3歳未満児は補食というのが成長発達に不可欠なものであるからです。
- ・ 例えば、給食室を6園あるうちの3園に絞るという方法はあるのではないのでしょうか。
- ・ 給食室の併設だと、アレルギー等への対応のため、きめの細かいメニューをだすことができるように思います。
- ・ 湯梨浜町のように、特区をとらないと給食室を併設しなくてはならないようです。

#### 【その他】

- ・ 民営化するとなぜ質が低下するのですか？
- ・ 保育の経験年数が低い保育士への人件費を抑制することにより、質の低下をまねくことがあるかもしれません。さらに、公立保育園においては、有資格者以外の保育士が多い現状は非常に問題があると考えています。
- ・ 町民税・保育料等同一の負担をしているのに、公立・私立の分けにより保育の質（人員配置）に差があるのは、保護者の希望とはいいつつも、入所措置は町が行っているので、不公平感があると思います。
- ・ 現在の公立と私立保育園を比較することは意味がないと感じます。町が運営する公立保育園の統廃合の検討をしている訳ですので、私立の保育園について議論するのはどうかと思います。
- ・ 公設公営の保育園の将来を議論するとき、現在の私立保育園の現状を把握し参考にしないといけませんよね。
- ・ 要するに、保育の質とは人数と資格があるかないかにより決まるのですか？
- ・ 保育の配置基準を満たすように職員を設置していますが、公立保育園においては、無資格者の割合が高いのが現状です。
- ・ 私立保育園はほとんどが有資格者の職員です。
- ・ 公立・私立保育園ごとに全体の人数に差はあまり無いと思いますが、職員の年齢層が低い分、私立保育園の方が安価な人件費だと思います。
- ・ 職員のスキルアップのためには安定した雇用の確保が重要であると考えています。
- ・ なぜ公立保育園に有資格者が集まらないのですか？
- ・ 厳しい財政運営の中、安価な単価等、様々な要素があって集まらないようです。
- ・ 公立保育園の場合には、有資格者であっても公務員試験に合格しないと正職員にはなれません。
- ・ 町が正職員を補充しない方針なのではないのでしょうか？
- ・ 公立保育園が正・臨・パートが3分の1ずつである現状には、事故等があった場合に大きな問題があるとは思いますが。

#### 【東伯地区の保育園】

- ・ 以西保育園においては、20名以下になれば、廃園を検討するという議論になっておりましたが、現在、古布庄保育園は13名です。このあたりは議論にあまりありませんでしたか
- ・ あまりにも集団の規模が小さすぎると児童の社会性の成長を阻害する恐れがあると思います。
- ・ 人数が少ないからこそ、地域や保護者が力を注いでいるという面もありますよね。
- ・ ある程度の集団が出来る場合はそうだと思います。

- ・ 児童にとって、何が一番大切なのかを考えると、やはり児童の社会性の成長を育むことではないかと思えます。
  - ・ 同様な問題に直面している、他の中山間地域の保育園の情報が欲しいと思えます。
  - ・ 子ども同士の集団での競争により成長していく力はとても大きいと思えます。  
やはりそういうエネルギーというのは必要でありますし、大人では作り出せない環境であると思えます。よくわからないのですが、その適正人数は同学年に20人程度ではないかと思えます。
  - ・ 少人数の集団になるとグループというのができませんので、そういった切磋琢磨することは困難になると思えます。
  - ・ 前回の資料によると、一般的には、「以上児」においては3～4人のグループが3つ以上は必要であるといわれております。同学年に最低でも10人以上は必要であると思えます。
  - ・ 東伯地区の場合には、施設の老朽化等が目前に迫ってきていますので、もっと踏み込んだ議論をしていかないとはいけません。
- 
- ・ 奥部在住の園児について、広域入所が多い現状を考慮すると、保育園までの距離等はあまり考えなくていいのではないのでしょうか。
  - ・ 民営化の問題は、財政問題に端を発していますので、町の方針を聞いてみないと話しが前に進みませんね。
  - ・ 施設を新設するのに私立しか補助金や委託料補助金を考慮すると民設民営にすれば、町財政への負担が少ないのではないのでしょうか。
  - ・ 実際に民設民営にした場合のシミュレーションを試みる必要がありますかね。
  - ・ 施設整備の財源としては、合併特例債もひとつあると思えます。
  - ・ 現状の制度でも合併特例債により保育園の統合をすることはできないかを調べる必要があります。
  - ・ 合併特例債とは、要するに国が8割を補助してくれるという制度ですので、そういった制度を利用しながら、保育園の新設ができるかどうか調べてみてはどうか？
  - ・ 効保育園を新設したときの費用やそれに対する補助金を示してもらいたい。そういったのを見ると統合して新設した場合に具体的にどれくらいの費用がかかるかがわかります。
  - ・ 逢東保育園が廃園となった場合に、浦安保育園へ通園させるのは少し遠いと感じますので、カネボウの上あたりに新設していただけたら交通の便もいいですし、保護者としても助かるのではないのでしょうか。
  - ・ 町財政を考慮すると、古布庄と効保育園、逢東を浦安・八橋保育園へ、八橋幼稚園を八橋保育園へ統合する等、もっと大胆に統廃合を考えないといけないと思う。  
また、それと同時に赤碕地区においても適正人数を決めて東伯地区と同様に統廃合をしてもらいたいと思えます。やるのであれば、しっかりした方針（適正人数を決める等）をもって統廃合をしてもらわないと、保護者等への説明の際には、逆に不公平感に繋がると思えます。
  - ・ 施設の老朽化等の差がありますので、当面はこう、将来的にはこう…といった時系列的に考えていく必要がありますね。  
逢東保育園を初年度に、次年度に古布庄保育園をどうするのか等、考えていかないとはいけません。
  - ・ 次回には効保育園の新設費についてお示ししようと思えます。
  - ・ お願いですが、その際には、公設公営、公設民営、民設民営に分けて費用の対比

をしていただきたい。

- ・ また、奥部の保育園（三朝・関金・日南等）を調べてもらって、いったい何人で運営しているのか、統合したなら、何人になった場合に、統合したかを示していただきたい。
- ・ 本町のバランスシートがあればそれをみながらの議論も必要かなと思います。
- ・ 今のところ未実施です。
  
- ・ 指定管理者制度や民設・民営等について、とてもわかりにくいので説明をしてもらいたい。
- ・ 以前は、委託の制度しかありませんでしたが、指定管理者制度は、町から指定管理者に対して、決めの細かいサービスを依頼したりすることができます。管理委託の場合は、議会の議決は不要ですが、指定管理者制度は予め議会の議決が必要となります。管理権限について町があるか、指定管理者に有するかの違いがあり、指定管理者の場合は、条例で定めなければならないということになります。
  
- ・ 次回は、保育園の民営化にからんで表によりわかりやすく説明をしていただきたい。
- ・ 幼・保一体型の運営方式をとっている町がありますので、他町の一体化を進めている園の資料を示していただきたい。

#### 【まとめ】

- ・ 本日の会において、様々な疑問点等を議論できたと感じています。委員さんにおかれましても、委員さん自身において、資料等を調べていただき、また示していただきながら、次回以降議論をしていく必要があります。

## 5 閉 会

次回は、平成21年6月24日（水）19：00～